

## 2023年度 第2回 木蓮会理事会議事録

日時：令和5年6月9日(金) 19:00~20:10

場所：355 教室

書記：高橋

出席：門屋、石川、兵頭、坂元、仲田由、仲田琴、長尾、河野、田野、山内、押岡、今村、高橋（敬称略）

### 1. 報告事項

#### 1) 国際交流事業への助成について（長尾）

先日のメーリングリストでお伝えした通り、国際交流委員会からの依頼として高雄医学大学留学生歓迎会の参加費 60,000 円の助成金のお願いをさせてもらった。理事の承認をいただいたので、今後助成を受けていきたい。その際本会の助成を受けることを、教授会にて国際交流委員会から伝達すること、ウェルカムパーティ開催時にアナウンスすること、また本会会報や自治会広報誌に記事として掲載することなどを計画している。

### 2. 協議事項

#### 1) ホームカミングデイでのお弁当配布について（長尾）

合計 170 個のお弁当の希望があり、青空ベジィに 700 円/個のお弁当でお願いしている。また、学食にミニスイーツ（焼き菓子や生菓子など）を 300 円/程度で 100 個お願いしている。残りの 70 個に関しては、砥部町内のお菓子屋など検討する。

- ・学食ミニスイーツの受け取り（高橋、仲田由）：前日 6/16（金）午後に学食で受け取り、地域実習室の冷蔵庫で保管する。※料金後払い
- ・お弁当受け取り（長尾）：当日 12 時頃、事務局で受け取る。※（仲田琴）先払い
- ・配布の方法（坂元、長尾、仲田琴、高橋、可能であれば田野）：受け取ったお弁当とスイーツを分科会の参加者数（卒業生、在校生、ゲストスピーカー）で分け、各分科会会場に届ける。なお、ボランティアの教員、木蓮会理事の教員等のお弁当とスイーツ（焼き菓子限定）は、事務局で各自名簿にチェックして 1 人 1 個ずつ取ってもらう。
- ・撮影（今村）：木蓮会会報用として、お弁当の写真と食べている所の写真を撮影する。

#### 2) 第 20 回総会資料の確認（仲田琴、高橋）

2022 年度 年間活動報告

2022 年度 収支決算報告

2023 年度 役員名簿（案）

2023 年度 年間活動計画案

2023 年度 予算（案）

役員名簿（案）：役割名（書記から総務へ）の変更について（高橋）

- ・役員の役割として「書記」とあるが業務内容と一致していないため、「総務」に変更し、詳細な業務内容について他者に分かるように明記していきたい。→承認あり。
- ・書記に関しては輪番制とし、書記は理事会の開催日時の日程調整と議事録の作成をする。議事次第の作成は、坂元、長尾、高橋で行い、議長は会長が担う。理事会での決定事項や確認事項の処理に関しては、その業務の担当者が責任を持って行うこととする。もし、書記業務が難しい場合は、順番の交代を相談していく。
- ・書記の順番：今村→仲田琴→押岡→田野→石川→河野→仲田由→山内とする。（交代可）

3) 総会ハガキ発送の役割の確認 (高橋)

- ・資料作成・修正：仲田琴、高橋
- ・会則修正案の作成：高橋
- ・ハガキ文言作成：門屋
- ・アンケートフォームの作成：門屋
- ・QRコードの作成：門屋
- ・ハガキ印刷業者との連絡：坂元
- ・卒業生住所の整理と新卒者の住所入力：アルバイトの方
- ・アルバイトの依頼、ラベル印刷：長尾
- ・ラベル貼り：学内理事（リーダー：石川）
- ・発送手続き：高橋

4) 会則修正について (高橋)

- ・第7条 役員の設置で、副会長を2名から3名に増員、監事の人数を若干名から数名に減員。  
→理事内での承認あり。
- ・第8条 事務局職員の設置で、会長補佐を新設、会計を1名から2～4名に増員、書記の名称を総務に変更及び人数を1名から若干名に増員  
→理事内での承認あり。
- ・第4条 学生会員の定義で「愛媛県立医療技術大学に在学している学生で会費を完納している者」とあるが、差別化はしておらず、卒業記念品の寄贈など完納の有無を問わず全員を対象としている現状に沿っていないのではないかと。  
→学生会員の定義を「愛媛県立医療技術大学に在学している学生」とする。  
むしろ、卒業生、修了生の方を「会費を完納している者」としてはどうかという意見があったが、協議の結果、現在卒業生、修了生全員を対象としており、差別化が難しいため原文のままとする。
- ・第6条 会費について「一旦納付した会費については理由にかかわらず返還しない」は、協議の結果、例外があることがあるため「一旦納付した会費については、原則返還しない」に少し緩和した表現に修正する。

以上の変更点を見え消しで修正点が分かるよう明示し、総会で会員に承認を得ていく。

5) 細則修正について (坂元)

- ・第3条 学生会員の会費納入時期を「入学時」→「在学中」に変更とする。
- ・第5条 「一旦納付した会費については理由にかかわらず返還しない。」の後に、過去二重振込で返還した例があるため、「ただし、二重振込の場合はその限りではない。」を追記する。  
協議の結果、上記2項目について理事の承認あり。
- ・アルバイト雇用した際の業務補助者の日当について明確な定義がないため、作成してはどうか。  
→まずは、大学がバイト雇用している学生（図書委員）から賃金の情報を得ていき、今後の協議事項としていく。

6) その他

プール金の使途について

## 2023年度 第2回 木蓮会理事会議事録

- ・以前、学内で更衣室を広くしたいという学生の要望から、事務局より調理実習室を更衣室に変える検討の話があったので、もし必要であればロッカーの購入など補助できるのではないか。
  - ・椅子が硬いので変えてほしいという学生の要望から、現在事務局で椅子の検討がなされている。椅子の購入費を補助できるのではないか。
- 500万円を超えるプール金があるため、大学学生に対する支援および協力で活用していくこととし、会長からロッカーや椅子などの備品購入の補助について大学事務局に提案してもらう。
- 開学記念に合わせて、全学生への食券500円/人寄贈、図書寄贈（50万円程度）も行っていく。
- （令和4年 第2回理事会（11/11）議事録より）

次回理事会

10月 日（ ） 時

書記：今村

場所：